

令和8年度 SNS 運用等業務委託仕様書

第1 適用

本仕様書は、SNS 運用等業務委託（以下「本業務」という。）に適用する。

第2 業務の目的

川口市が管理する SNS を活用する事で、市内在住者の地域愛の醸成と、市外在住者に対する本市の知名度向上等を目的に、本業務を実施するもの。

第3 各種条件

本業務に、本市から求める条件は、以下のとおりとする。

- (1) 運用するSNSはInstagramとし、アカウントは既存のアカウント「川口Style」 (@kawaguchi_style) を運用するものとする。
- (2) プロモーションのメインターゲットは22歳～30歳程度のうち、就職で都内近郊に移住を検討している若者世代とする。
- (3) 契約期間中フィード投稿を、合計60回以上かつ毎月最低4投稿以上とし、投稿内容は事前に川口市に確認することとする。
- (4) 各種法律、法令を遵守し、公序良俗に違反することがないものとする。
- (5) 特定の政党その他政治団体の政治活動及び選挙運動に該当しないものとする。
- (6) 特定の宗教団体の活動に該当しないものとする。
- (7) 特定の人、組織、団体に対して誹謗中傷及び名誉を棄損しないものとする。

第4 委託期間

契約締結の翌日から令和9年3月31日までとする。

第5 履行場所

川口市内

第6 委託料について

3,500千円（消費税及び地方消費税を含む）

第7 その他の要件

(1) 著作権

受注者は、本業務の成果物に係る肖像権・著作権を発注者に譲渡するものとする。ただし、写真等の素材で他に肖像権・著作権を有している者がいるものについては、本業務に関連する場合にのみ使用できるものとする。

(2) 個人情報保護

受注者は、川口市個人情報保護条例(平成12年条例第50号)及びその関係法規を遵守することとする。

(3) 留意事項

受注者は、以下の事項について遵守することとする。

- ア 作業に着手する時点で体制図、詳細なスケジュールを提出し、随時、最新版に更新すること。また、本作業の進捗状況について、定期的に川口市に報告するとともに、その進め方、手法について、川口市と打合せを行うこと。
- イ 受注者が作業するための環境(作業場所、機器等)は、川口市は原則として提供しないが、川口市との協議を行うための会議室は、可能な範囲において川口市が用意する。
- ウ 秘密保持に係る誓約書、入室に要する入庁届など、書面の提出が必要となる場合には、川口市の指示により提出すること。
- エ この仕様書に定めるもののほか、業務の実施に必要な事項は、その都度、両者協議の上で決定すること。

第8 守秘義務

受注者は、本業務の実施過程で知り得た秘密を、契約期間が終了した日以降も第三者に漏らしてはならないものとする。

第9 仕様書の変更

本仕様書の記載事項を変更する必要があるときは、発注者と受注者が協議の上、変更することができるものとする。

第10 その他

- (1) 本業務で収集した情報は、本業務の目的以外に使用することはできないものとする。
- (2) 本仕様書に記載されていない事項及び記載内容に疑義が生じたときは、発注者と受注者が協議の上、決定するものとする。

第11 問い合わせ先

住 所 〒332-8601 埼玉県川口市青木2-1-1
川口市市長室広報課 担当 齊藤
Tel 048-258-1110 内線10604
Fax 048-258-1119
E-mail 030.02000@city.kawaguchi.saitama.jp